

2020年4月1日

補正予算を含め取り組むべき対策について（緊急提言）

新型コロナウイルス合同対策本部会議役員会

アベノミクスの下、実質賃金は低迷を続け、家計が痛んできた。そこに、輪をかけて、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞が、家計を直撃している。現下の経済危機を乗り越えるためには、家計支援を中心とする更なる緊急経済対策が必要である。対策は、「迅速」かつ「実効性」があり、「簡便」な手続きで済むものでなくてはならない。

また、経済的損失に対する補償がなければ、自粛要請は実効性のあるものとならない。「補償なくして要請なし」の原則に基づく対応を行うべきである。

なお、国民への説明責任を果たすためにも、改正新型インフルエンザ特措法に基づく「緊急事態宣言」を行う際には、国会への報告は必須である。

【第1フェーズ：緊急対策期】

活動自粛などにより、傷んだ家計を助け、生活を守るため、また、新型コロナウイルス拡大に伴う倒産・失業を防ぐため、速やかに下記の項目を中心とする支援策を実施すべきである。

1. 家計支援

- すべての国民に対して一人当たり10万円以上、総額十数兆円規模を現金で給付すべき。なお、給付金は課税対象とすることなどにより、実質的な所得制限を行うべき。
- 一定所得水準以下の子育て世帯、高齢者世帯、障がい者に対する、給付金の上乗せを実施すべき。
- 経済の落ち込みに応じて、給付金は一回限りではなく、継続することも検討すべ

き。

- 所得税・住民税、社会保険料、公共料金等の支払い猶予を実施すべき。
- 奨学金の返済猶予を実施すべき。

2. 事業継続支援

- 公的な窓口で資金繰り支援の問合せが殺到していることを踏まえ、政府の対策本部にコールセンターを設けるとともに、市町村だけではなく、地域金融機関でも資金繰り支援の手続きができるようにすべき。
- 雇用調整助成金の10/10補助、対象範囲拡大、手続き簡素化と早期支給を実施すべき。また、雇調金の申請さえすれば、受け取るまでの間、地域金融機関からつなぎ融資を受けられるようにすべき。
- 所得税・法人税・消費税・固定資産税などの税、社会保険料、公共料金等の支払い猶予を実施すべき。
- 地域金融円滑化法（モラトリアム法）復活により、資金繰り支援のための無利子・無担保融資の拡大・拡充と、償還免除等の大胆な措置を実施すべき。
- 個人事業主・フリーランスを含めた中小・小規模事業者に対する、定額給付など簡素・迅速な手法を用いた経済的損失の補償を実施すべき。

3. 医療支援

- マスク、人工心肺、消毒用アルコールなどについて、生産可能な設備を持つ事業者が生産要請を行うべき。
- 一刻も早いワクチンと治療薬の開発のため、十分な支援を行うべき。

【第2フェーズ：活動再開期】

新型コロナウイルス感染症が終息した際、経済の再興に向け、活発な活動の再開を即時可能とする環境づくりが下記の通り必要である。

- 地域活性化の観点から、鉄道・飛行機・バス・旅客船などの運賃・料金、宿泊代の補助、高速料金の値下げ、ガソリン税等の引下げなどを検討すべき。
- 所得税・住民税、社会保険料、公共料金等の負担軽減を検討すべき。
- 固定資産税や家賃など、事業継続にかかる固定費の減免・補助を実施すべき。

上記第1フェーズ、第2フェーズのため、財政措置・金融措置それぞれ数十兆円規模の対策を講じるべき。

【第3フェーズ：未来につながる政策】

現下の危機より前から、実質賃金低下、非正規雇用増大などにより格差が広がってきた日本経済・社会を立て直し、景気回復・所得の底上げにつなげるため、下記の施策を実施すべきである。

- 家計支援を制度的に確立し、所得再分配機能を回復して中低所得者の底上げをするために、給付付き税額控除の導入を含め、所得税、法人税、消費税、自動車関係諸税など、広く税制を見直すべき。
- これを機に、国会・行政機関での会議、行政手続きを含め、デジタル化やオンライン化を一気に進め、デジタル経済化を推進すべき。
- 時差出勤や大型連休の地域別分散化、テレワークなど、働き方改革を進めるべき。

以 上